

～事業場内表示の考え方～

参考7-1
(再配布)

現行のラベル例

3 ラベル表示の例

- ラベルには以下のものを明記してください。
名称/成分/人体に及ぼす作用/貯蔵又は取扱い上の注意/表示する者の氏名、住所、電話番号/注意喚起語/標章/安定性及び反応性



(ラベルの記載例)

エチレンイミン Ethyleneimine (成分: エチレンイミン)	●	名称
	●	成分 (含有量は不要)
	●	標章
危険	●	注意喚起語
<危険有害性情報> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・飲み込むと生命に危険 (経口) ・皮膚に接触すると生命に危険 (経皮) ・吸入すると生命に危険 (蒸気) ・重篤な皮膚の腐傷、目の損傷 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・遺伝性疾患のおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖細胞又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害 ・水生生物に有害 ・長期的影響により水生生物に有害	●	安定性及び 反応性
<注意書き> 【安全対策】 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・使用前に取扱説明書を読み、理解すること。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざかること。一断煙。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明器具を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ・眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。 ・汚染された作業衣を作業場から出さないこと。 ・環境への放出を避けること。 【緊急処置】 ・火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 ・容器を密閉して涼しく換気のよいところで施設して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。	●	人体に 及ぼす作用
厚労株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 TEL 03-〇〇〇〇-xxxx FAX 03-〇〇〇〇-△△△△	●	貯蔵又は 取扱い上の 注意
	●	氏名(法人名) 住所(所在地) 電話番号

(赤字:追加となった項目)

成分
(含有量は不要)

標章

注意喚起語

安定性及び
反応性

人体に
及ぼす作用

貯蔵又は
取扱い上の
注意

氏名(法人名)

住所(所在地)

電話番号

①原則

容器に譲渡提供時と同様のラベルを貼付

②容器にラベルを貼付することが困難である場合(注1)

容器に入っている化学物質の名称を労働者に伝える(注2)とともに、当該化学物質に係るGHSラベル情報を伝える等「GHSの代替手段」を参考とする(注3)。

注1 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例

反応中の化学物質が入っているもの、内容物が短時間に入れ替わるもの等表示と内容物の一致が困難なもの、小さい容器、多くの成分を含んでいるもの、ラベルの貼付により視認性や作業性に支障が生じる場合等

注2 名称の伝達について

容器に表示する名称は、略称、記号、番号でも差し支えない。また、名称に加えて絵表示等を追加してもよい。さらに、タンク、配管等への名称の表示に当たっては、タンク名、配管名等を周知した上で、当該タンク、配管等の内容物を示すフロー図、作業手順書、作業指示書等により労働者に伝えることを含む。

注3 GHSラベル情報の伝達について

作業場にGHSラベル情報を掲示すること、作業場に一覧表の形で備え付けること等により行う。なお、MSDSを利用しても差し支えない。

簡易な事業場内表示例



+ ラベル情報の掲示